

「本庄市第7次高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」（案）
に対する意見と市の考え方

本庄市第7次高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画（案）に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。提出されたご意見と市の考え方を以下のとおり公表いたします。

- 1 意見等の募集期間：平成27年2月9日（月）～平成27年3月11日（水）
- 2 意見等の受付人数：2人 3件（提出方法の内訳：ファックス1人、持参1人）
- 3 提出された意見等および市の考え方

提出された意見	提出された意見に対する市の考え方	修正内容
<p>【55 ページ】 「介護保険事業単独での第2号被保険者への支援」として、「若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害に対する理解の啓発や、居場所・活動の場の支援、利用できるサービスの情報提供等、支援体制の構築を図ります。」又は「若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害を含む認知障害への理解が深まるように啓発活動に取り組むとともに、予防・早期発見・早期対応のための総合的な支援に取り組みます。」といったことを計画に入れてください。</p>	<p>本市の介護保険事業計画の施策は、若年性認知症や脳卒中が原因の高次脳機能障害で要介護認定を受けた第2号被保険者の利用を想定しています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、以下のとおり計画の各項目で対応していると考えます。</p> <p>○「若年性認知症や脳卒中が原因の高次脳機能障害についての啓発」については、55ページの「3-2 認知症高齢者への支援」の中で【今後の取り組み】の具体事業「認知症に関する正しい知識の啓発・普及」で対応しています。</p> <p>○「高次脳機能障害で介護認定を受けた第2号被保険</p>	<p>ご意見による修正はございません。</p>

	<p>者の居場所・活動の場の支援」については、69 ページの「5-1 支え合いの地域づくりの推進」の中で【今後の取り組み】の具体事業「サロン活動の支援」で対応しています。</p> <p>○「高次脳機能障害で介護認定を受けた第2号被保険者が利用できるサービスの情報提供」については、66 ページの「4-3 情報提供・相談体制の充実」で対応しています。</p>	
--	--	--

<p>【55 ページ】</p> <p>「障害者福祉分野の事業などと連携した支援施策」として、「65歳未満の働き盛りに発症する若年性認知症、脳卒中の後遺症による高次脳機能障害の支援策として、介護サービスの他に雇用継続に関する支援や障害福祉サービスの活用も含め関連する他部署と連携し、器質性精神障害としての適切な診断につなげるなど、本人や家族に対する相談・支援体制の一層の整備・充実を図ります。」又は、「若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害を含む第2号被保険者への支援では、介護保険担当課と障害福祉担当課の連携を強め、器質性精神障害として適切な診断につなげるなど切れ目のない支援に取り組めます。」といったことを計画に入れてください。</p>	<p>「高次脳機能障害の人を対象とした、障害福祉などを含めた総合的なサービスの提供と連携の推進」については、51ページの「2-2(2) 包括的支援事業の充実」の中で【今後の取り組み】の具体事業「総合相談支援事業」において健康、住居、雇用など生活全般にわたる問題を、医療・介護・福祉の各分野にわたる施策やサービスの利用を含めて相談するものとして、障害福祉課との連携も含めて想定されており、ご意見の趣旨に対応しています。</p>	<p>ご意見による修正はございません。</p>
<p>【50 ページ、54 ページ、80 ページ】</p> <p>本庄市第7次高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画の第Ⅱ部各論の基本方針2と基本方針3の章、及び用語解説に「在宅医療地域連携コーディネーター」に関する記述がありますが、計画のパブリックコメントの時期に平行して</p>	<p>ご意見に基づきまして、計画の該当部分を右のように修正します。</p>	<p>【50 ページ】</p> <p>「2-2 地域包括支援センターの充実」</p> <p>(1) 地域包括支援センターの機能強化</p> <p>【今後の取り組み】の具体事業「地域包括支援センターの機能強化」の取り組み内容の文中に記述しています「在宅医療地域連携コー</p>

在宅医療を取り巻く状況に変化が生じたので、それに沿って内容の修正をお願いしたい。

「在宅医療地域連携コーディネーター」は、本庄市児玉郡医師会が本庄市とともに実施しているモデル事業「在宅医療推進事業」（平成25年～平成27年の3年間）において、在宅医療に必要な医療・介護・福祉のサービスをコーディネートできる人材を養成しようとする事業で、養成した人員は市の地域包括支援センターに配置する構想であった。

しかしながら、埼玉県では「在宅医療地域連携拠点」（仮称）を平成27年度に県内の医師会ごとのエリアに整備する新規事業を急に行うことになり、これに対応して在宅医療地域連携コーディネーターは地域包括支援センターではなく、県事業の「在宅医療地域連携拠点」（仮称）に配置することになった。

また、「在宅医療地域連携コーディネーター」は、モデル事業で養成するのではなく、コーディネーター業務を担当できる経験者を配置することになり、モデル事業で予定していた「在宅医療地域連携コーディネーター養成事業」は「在宅医

ディネーター」を「在宅医療の相談員」に修正いたします。

【54 ページ】

「3-1 在宅医療の推進」の【今後の取り組み】の具体事業「在宅医療推進事業（モデル事業）の成果の活用」の取り組み内容の文中に記述しています「在宅医療地域連携コーディネーター（仮称）の養成」を「在宅医療に関わる人材の育成」に修正いたします。また、具体事業「地域包括支援センターの機能強化」の取り組み内容の文中に記述しています「在宅医療地域連携コーディネーター（仮称）」を「在宅医療の相談員」に修正いたします。

【80 ページ】

「用語の説明」から「在宅医療地域連携コーディネーター」を削除いたします。

療関係者スキルアップ研修」(仮称)に変更する予定になった。

この状況の変化に基づき、計画の記述を状況の変化に対応したものに更新していただきたい。

なお、地域包括支援センターには、在宅医療に関する市民から直接の相談を受ける機関としての役割があるので、「在宅医療地域連携コーディネーター」に代えて、在宅医療を相談できるスキルのある人材の配置が必要であり、そのことは記述していただきたい。

介護保険制度の改正案の主な内容について

資料 2

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が**住み慣れた地域で生活を継続**できるようにするため、**介護、医療、生活支援、介護予防を充実**。

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

①全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- * 段階的に移行(～29年度)
- * 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く)

- * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

○ このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、**保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す**。

低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
 - * 保険料見直し: 現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
 - * 軽減例: 年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
 - * 軽減対象: 市町村民税非課税世帯(65歳以上の約3割)

重点化・効率化

①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- ・ 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円(年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上)。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

- ・ 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
- ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
- ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案 *不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

平成27年
8月から



一定以上の所得のある方は、 サービスを利用した時の負担割合 が2割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、団塊の世代の方が皆75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担いただくこととなります。

Q 2割負担になるのはどういう人ですか？

A 65歳以上の方で、合計所得金額^{*1}が160万円以上の方です（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上^{*2}）。

ただし、合計所得金額^{*1}が160万円以上であっても、実際の収入が280万円に満たないケースや65歳以上の方が2人以上いる世帯^{*3}で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額^{*4}」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

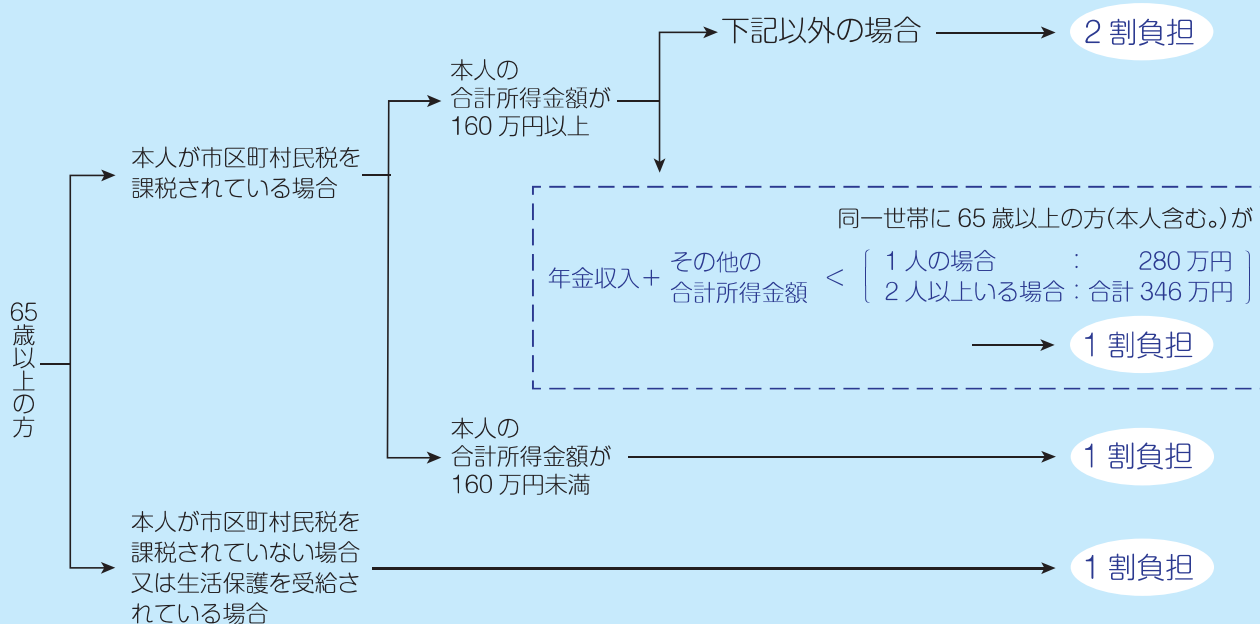
^{*1} 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

^{*2} これは、65歳以上の方のうち所得が上位20%（全国平均）に該当する水準です。実際に影響を受けるのは介護サービスを利用されている方ですが、これは在宅サービス利用者のうち15%程度、特別養護老人ホーム入所者の5%程度と推計されます。

^{*3} 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

^{*4} 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

〈利用者負担の判定の流れ〉



Q いつから2割になるのですか？

A 平成27年8月1日以降にサービスをご利用されたときからです。

Q 1割負担から2割負担になった人は、全員月々の負担が2倍になるのですか？

A 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。月々の負担の上限については、「高額介護サービス費の負担限度額の見直しについて」をご覧ください。

Q どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

A 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、利用者負担が1割の方も2割の方も、市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担の割合	適 用 期 間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<input type="text"/>

※負担割合証はイメージです。

平成27年
8月から

月々の負担の上限 (高額介護サービス費の基準)が 変わります

Q 高額介護サービス費とはどういう制度ですか？

A 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。1カ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。一般的な所得の方の負担の上限は37,200円です。

区 分	負担の上限 (月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円 (世帯)* <新設>
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円 (世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円 (世帯)
・ 老齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)*
生活保護を受給している方等	15,000円 (個人)

* 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

Q どんな改正が行われるのですか？

A 特に所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方については、相応のご負担をお願いするため、**負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。**

Q 負担の上限の引き上げの対象者はどのような人ですか？

A 同一世帯内に課税所得*¹145万円以上*²の65歳以上の方がいる場合に対象になります。ただし、

- ・ 同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合 : その方の収入が383万円未満
- ・ 同一世帯内に65歳以上の方が2人以上いる場合 : それらの方の収入の合計額が520万円未満である場合には、**その旨を市区町村にあらかじめ申請することで37,200円になります。**

*¹ 「課税所得」とは、収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額をいいます。

*² この基準は、医療保険における70歳以上の高額療養費の限度額に係る基準と同様です。

Q いつから引き上げが行われるのですか？

A 平成27年8月1日以降にご利用されたサービスのご負担分からです。

〈判定の流れ〉

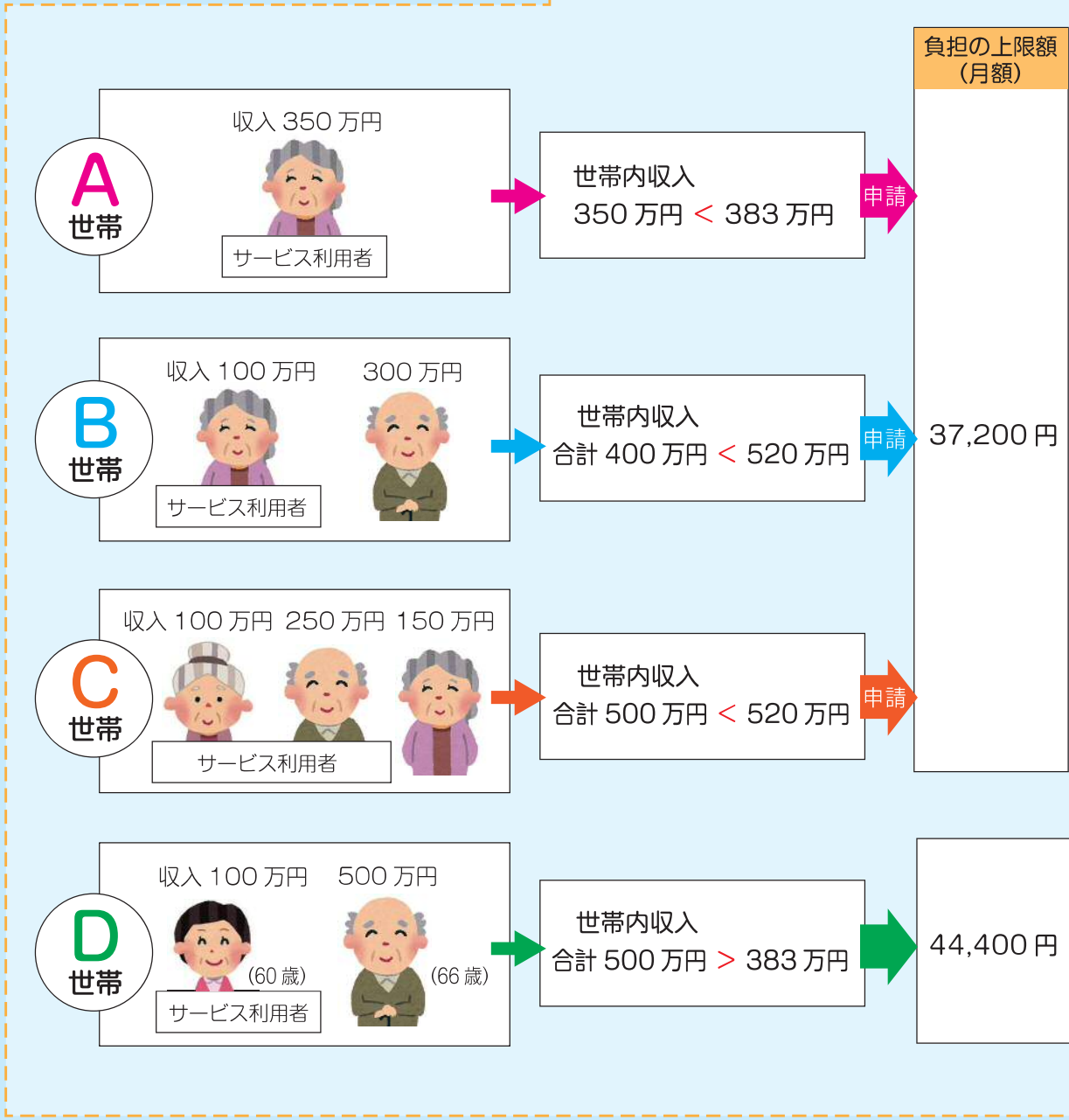
Step1

同一世帯内に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいるかどうか（市区町村において自動判定）

- ・ いない場合 → 37,200 円（月額）
- ・ いる場合 → 44,400 円（月額） **Step2 へ**

Step2

- 同一世帯内の 65 歳以上の方の収入が
 - ・ 383 万円（同一世帯内の 65 歳以上の方が 1 人の場合）
 - ・ 合計 520 万円（同一世帯内の 65 歳以上の方が 2 人以上いる場合）
 未満であるかどうか（申請が必要）



平成27年
8月から

食費・部屋代の負担軽減の 基準が変わります

- 介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。
- 在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代については、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身でご負担いただくよう、基準の見直しを行います。

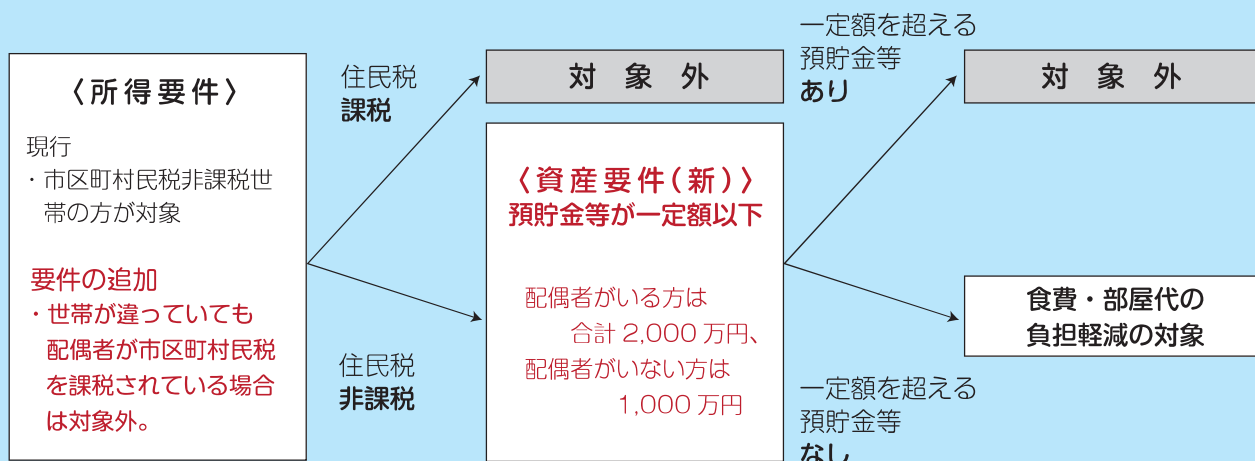
Q どんな改正が行われるのですか？

A これまでは、負担軽減の申請をいただいた後、本人及び同一世帯の方の前年の所得を基に対象となるか判断していましたが、平成27年8月からは、以下の取扱いを追加します。

- ① **配偶者が市区町村民税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外とする（世帯が同じかどうかは問わない）**
- ② **預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする**
配偶者がいる方：合計2,000万円
配偶者がいない方：1,000万円

※ 預貯金等の額の基準は、入居期間が比較的長い特別養護老人ホームの入居期間の実態や施設入所にかかる費用等を考慮して設定しています。

〈食費・部屋代の負担軽減 対象者の判定の流れ〉



Q 「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか。
A 以下の表のとおりです。

※ 申請に当たっては通帳の写し等の提出をお願いします。

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手 が容易なものは添付を求めます)
預貯金 (普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀 (積立購入を含む) など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金 (現金)	自己申告

負債 (借入金・住宅ローンなど) は、預貯金等から差し引いて計算します。(借用証書などで確認) また、**価格評価は、申請日の直近 2 カ月以内の写し等により行います。**

※ 預貯金等に含まれないもの
 ・ 生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
 ・ 絵画、骨董品、家財など

- !** 預貯金等及び配偶者の所得については、**市区町村の窓口への申告が必要になります。**
- !** 市区町村は必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。また、不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大 2 倍の加算金 (負担軽減額と併せ最大 3 倍の額) の納付を求めることがあります

Q なぜ配偶者の所得を勘案するのですか？

A 配偶者間では、民法上も、他のご親族以上に家計を支え合うことが求められていることから、配偶者の方が市区町村民税を課税されている場合には、食費・部屋代をご負担いただくこととしています。

Q 判定方法の見直しにより、食費・部屋代を負担すると生活が非常に苦しくなるのですが…

A 次の要件の全てに該当する第 4 段階の方は、市区町村に申請することで、第 3 段階 (以下の表を参照) の負担軽減を受けることができます。

- ・ 2 人以上の世帯の方
- ・ 世帯の年間収入から施設の利用者負担 (介護サービスの利用者負担、食費・部屋代) の見込額を除いた額が 80 万円以下
- ・ 世帯の現金、預貯金等の額が合計 450 万円以下 等

(参考) 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者	負担限度額 (日額)		
		部屋代	食費	
第 1 段階	・ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・ 生活保護等を受給されている方	多床室	0 円	300 円
		従来型個室	(特養等) 320 円 (老健・療養等) 490 円	
		ユニット型準個室	490 円	
		ユニット型個室	820 円	
		多床室	370 円	
第 2 段階	・ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80 万円以下の方	従来型個室	(特養等) 420 円 (老健・療養等) 490 円	390 円
		ユニット型準個室	490 円	
		ユニット型個室	820 円	
		多床室	370 円	
		従来型個室	(特養等) 820 円 (老健・療養等) 1,310 円	
ユニット型準個室	1,310 円			
ユニット型個室	1,310 円			
第 4 段階	・ 上記以外の方	負担限度額なし		

平成27年
8月から

特養の相部屋(多床室)に入所する 市区町村民税課税世帯の方等の 部屋代負担について

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する方（ショートステイ利用者を含む。）のうち、市区町村民税課税世帯の方等については、平成 27 年 8 月から新たに「室料相当」を負担していただくこととなります。

Q 対象者はどのような方ですか？

A 特別養護老人ホームに入所する方、ショートステイ（短期入所生活介護、予防短期入所生活介護）を利用する方のうち、相部屋（多床室）に入所しており、食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象となります。

※ 相部屋（多床室）のみの見直し。

※ 市区町村民税非課税世帯に該当する方など、食費・部屋代の負担軽減を受けている方については、部屋代負担の変更はありません。

Q 部屋代が上がるのはいつからですか？

A 平成 27 年 8 月 1 日以降の部屋代負担が今回の見直しの対象となります。

Q 実際、いくらの上がりになるのですか？

A 具体的な部屋代については、施設と入所者の方などの契約事項となりますので、個別に各施設にお問い合わせ下さい。

※ 低所得の方の相部屋（多床室）の居住費の基準となる額（基準費用額）については、1 日当たり 370 円（平成 27 年 4 月時点）から 840 円へと変更となります。

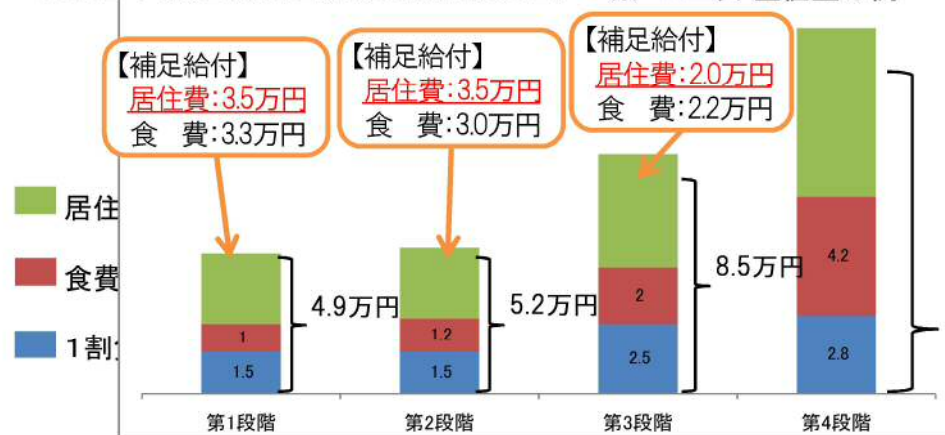
Q 今回の見直しはなぜ行うのですか？

A これまで、相部屋（多床室）の部屋代のうち、光熱水費については、入所者の方などにご負担いただいていたが、室料相当の額については、介護サービス費の中に含まれており、介護保険からの給付の対象となっていました。一方で、自宅で暮らしている方や個室に入所されている方は、ご自身で「室料相当」も含めた部屋代を負担されていることから、今回の見直しで、相部屋（多床室）の場合についても部屋代の全体を、入所者の方などの自己負担とすることを原則とするものです。

補足給付の見直し（資産等の勘案）

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

＜現在の補足給付と施設利用者負担＞ ※ ユニット型個室の例



負担軽減の対象

第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外
第4段階 ～	・市町村民税本人非課税・世帯課税 ・市町村民税本人課税者

(※) 認定者数: 103万人、給付費: 2844億円 [平成23年度]

＜見直し案＞

預貯金等

一定額超の預貯金等（単身では1000万円超、夫婦世帯では2000万円超程度を想定）がある場合には、対象外。→本人の申告で判定。金融機関への照会、不正受給に対するペナルティ（加算金）を設ける

配偶者の所得

施設入所に際して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外

非課税年金収入

補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案する

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①平成27年4月(所要額:221億円)

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)

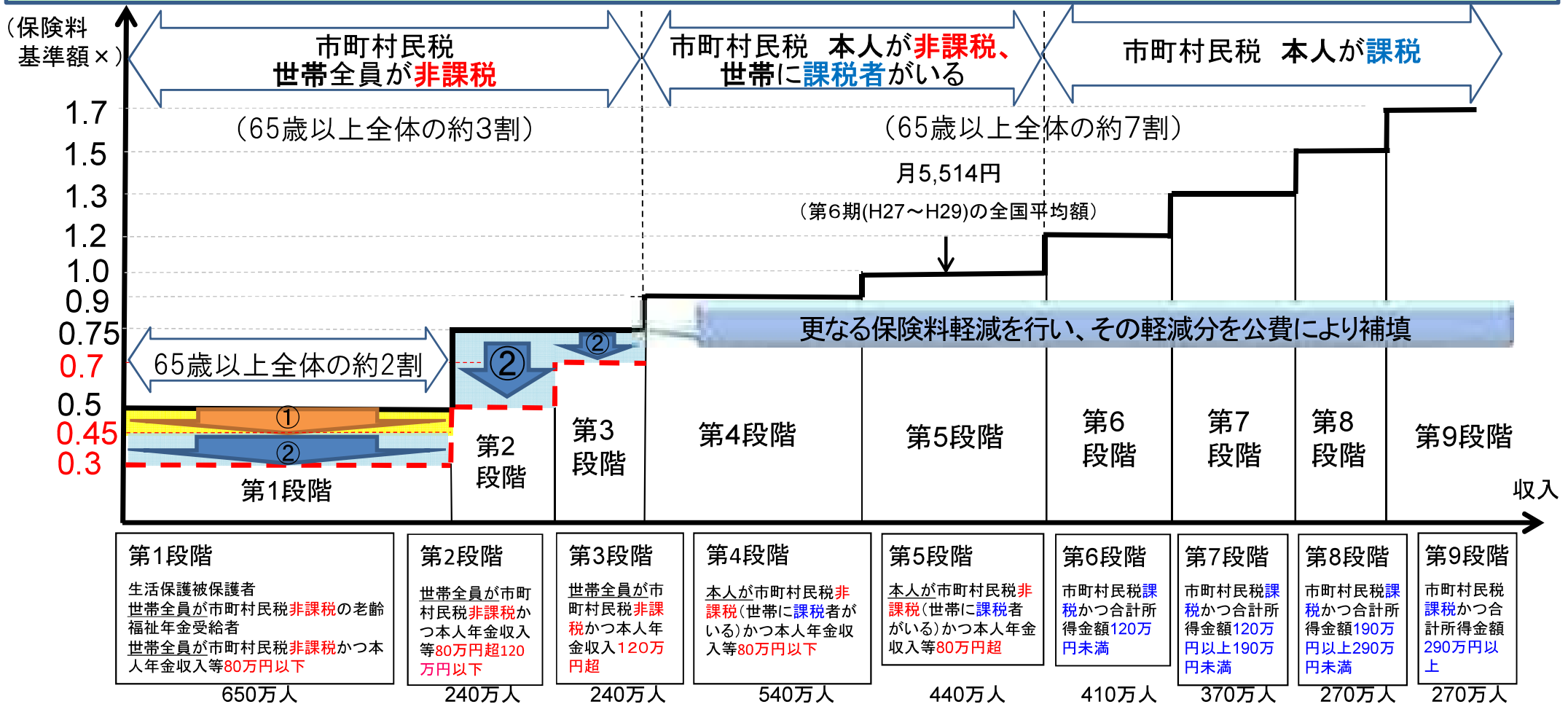
②平成29年4月(所要見込額:約1,400億円)

消費税10%引上げ時に、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4



第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入120万円超	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上190万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額190万円以上290万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額290万円以上
650万人	240万人	240万人	540万人	440万人	410万人	370万人	270万人	270万人

※被保険者数は平成27年10月1日現在の人口推計を基に算出

※保険料段階は平成27年度からの新段階で表示

※具体的軽減幅は各割合の範囲内で市町村が条例で規定

介護保険料軽減強化 新旧対照表

(単位：円)

介護保険料所得段階		改正前			改正後			軽減強化額	
		負担率	月 額	年 額	負担率	月 額	年 額	月額	年額
1	生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受給している人又は世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.50	2,500	30,000	0.45	2,250	27,000	△ 250	△ 3,000
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	0.75	3,750	45,000	0.75	3,750	45,000	0	0
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	0.75	3,750	45,000	0.75	3,750	45,000	0	0
4	世帯の誰かが市民税課税で、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	4,500	54,000	0.90	4,500	54,000	0	0
5	世帯の誰かが市民税課税で、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	1.00	5,000	60,000	1.00	5,000	60,000	0	0
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	6,000	72,000	1.20	6,000	72,000	0	0
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.30	6,500	78,000	1.30	6,500	78,000	0	0
8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50	7,500	90,000	1.50	7,500	90,000	0	0
9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上300万円未満の人	1.50	7,500	90,000	1.50	7,500	90,000	0	0
10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.60	8,000	96,000	1.60	8,000	96,000	0	0
11	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.70	8,500	102,000	1.70	8,500	102,000	0	0
12	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.80	9,000	108,000	1.80	9,000	108,000	0	0
13	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.90	9,500	114,000	1.90	9,500	114,000	0	0
14	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	2.00	10,000	120,000	2.00	10,000	120,000	0	0

資料 5

日常生活圏域分割（案）

日常生活圏域 区 分	担当地域	人 口	65歳以上人口
本庄西地域	千代田、若泉、中央、銀座、 小島南、小島、万年寺、下野堂、 照若町、旭地区全域	17,518 人	4,583 人
本庄東地域	本庄、東台、日の出、寿、朝日町、 台町、諏訪町、本町、藤田地区、 仁手地区	18,262 人	4,628 人
本庄南地域	南、前原、柏、栄、駅南、けや木、 見福、緑、五十子、四季の里、 早稲田の杜、北泉地区、今井地区	22,964 人	5,596 人
児玉地域	児玉地域全部	20,720 人	5,161 人
合 計		79,464 人	19,968 人

※ 人口及び65歳以上人口は平成27年1月1日現在

【中学校区別高齢者人口】

平成27年1月1日現在

西中学校区				東中学校区				南中学校区				児玉中学校区							
区分	人口	60～64歳人口	65歳以上人口	区分	人口	60～64歳人口	65歳以上人口	区分	人口	60～64歳人口	65歳以上人口	区分	人口	60～64歳人口	65歳以上人口				
千代田	1401	122	414	本庄	2082	150	632	南	688	44	204	児玉南	997	56	168				
若泉	2524	175	634	東台	3396	218	751	前原	1702	104	489	児玉町八幡山	954	82	282				
中央	703	61	272	日の出	4005	247	997	柏	1392	111	293	児玉町児玉	5861	437	1362				
銀座	1351	106	486	寿	1954	108	375	栄	2400	137	663	児玉町金屋	2445	173	588				
小島	4215	294	1008	朝日町	1787	119	297	小島南	2716	177	630	児玉町長沖	265	28	62				
万年寺	927	84	226	台町	301	28	39	駅南	1810	110	404	児玉町高柳	481	39	95				
下野堂	1334	105	262	諏訪町	33	1	10	けや木	1562	83	383	児玉町飯倉	547	56	158				
照若町	—	—	—	本町	109	6	25	見福	2748	162	685	児玉町宮内	460	50	144				
旭地区	都島	268	21	60	藤田地区	鶉森	180	15	49	緑	1365	88	202	児玉町塩谷	506	44	121		
	山王堂	404	34	139		傍示堂	392	42	131	五十子	572	25	63	児玉町保木野	234	17	71		
	沼和田	780	68	242		牧西	731	82	239	四季の里	1549	180	332	児玉町田端	456	33	78		
	小島	24	3	6		小和瀬	583	45	226	早稲田の杜	702	20	142	児玉町秋山	1007	85	303		
	小島(万年寺)	25	3	7		宮戸	371	26	115	北掘(本田)	397	27	107	児玉町小平	798	66	231		
	下野堂	464	32	71		堀田	432	27	148	北掘(新田原)	291	27	80	児玉町太駄	322	35	144		
	杉山	57	6	16		滝瀬	248	21	87	北掘(久下塚)	155	16	52	児玉町河内	226	18	91		
	新井	189	13	55		藤田地区計	2937	258	995	栗崎	525	36	164	児玉町稲沢	87	11	38		
	新井(三友)	136	5	55		仁手地区	仁手	605	49	160	北泉地区	西五十子	532	37	172	児玉町元田	182	17	60
	旭地区計	2347	185	651			下仁手	161	16	35	東五十子	379	35	121	児玉町蛭川	999	79	261	
				久々宇	360		37	114	東富田	248	19	51	児玉町下真下	243	21	58			
				田中	363		34	146	西富田	1957	137	437	児玉町共栄	349	27	58			
				上仁手	169		7	52	四方田	391	46	144	児玉町上真下	577	56	142			
				仁手地区計	1658	143	507	北泉地区計	4875	380	1328	児玉町吉田林	1455	122	343				
								今井地区	今井(東)	649	44	152	児玉町入浅見	556	45	123			
									今井(西)	848	64	229	児玉町下浅見	604	49	148			
									共栄	102	11	27	児玉町高関	109	14	32			
									いまい台	—	—	—	児玉地区計	19723	1604	4993			
								今井地区計	1599	119	408								
合計	14,802	1,132	3,953	合計	18,262	1,278	4,628	合計	25,680	1,740	6,226	合計	20,720	1,660	5,161				

	人口	60～64歳人口	65歳以上人口
本庄地区	58,744	4,150	14,807
児玉地区	20,720	1,660	5,161
合計	79,464	5,810	19,968

【日常生活圏域(案)別高齢者人口】

平成27年1月1日現在

本庄西地域				本庄東地域				本庄南地域				児玉地域				
区分	人口	60～64歳人口	65歳以上人口	区分	人口	60～64歳人口	65歳以上人口	区分	人口	60～64歳人口	65歳以上人口	区分	人口	60～64歳人口	65歳以上人口	
千代田	1401	122	414	本庄	2082	150	632	南	688	44	204	児玉南	997	56	168	
若泉	2524	175	634	東台	3396	218	751	前原	1702	104	489	児玉町八幡山	954	82	282	
中央	703	61	272	日の出	4005	247	997	柏	1392	111	293	児玉町児玉	5861	437	1362	
銀座	1351	106	486	寿	1954	108	375	栄	2400	137	663	児玉町金屋	2445	173	588	
小島南	2716	177	630	朝日町	1787	119	297	駅南	1810	110	404	児玉町長沖	265	28	62	
小島	4215	294	1008	台町	301	28	39	けや木	1562	83	383	児玉町高柳	481	39	95	
万年寺	927	84	226	諏訪町	33	1	10	見福	2748	162	685	児玉町飯倉	547	56	158	
下野堂	1334	105	262	本町	109	6	25	緑	1365	88	202	児玉町宮内	460	50	144	
照若町	—	—	—	鶴森	180	15	49	五十子	572	25	63	児玉町塩谷	506	44	121	
旭地区	都島	268	21	60	傍示堂	392	42	131	四季の里	1549	180	332	児玉町保木野	234	17	71
	山王堂	404	34	139	牧西	731	82	239	早稲田の杜	702	20	142	児玉町田端	456	33	78
	沼和田	780	68	242	小和瀬	583	45	226	北掘(本田)	397	27	107	児玉町秋山	1007	85	303
	小島	24	3	6	宮戸	371	26	115	北掘(新田原)	291	27	80	児玉町小平	798	66	231
	小島(万年寺)	25	3	7	堀田	432	27	148	北掘(久下塚)	155	16	52	児玉町大駄	322	35	144
	下野堂	464	32	71	滝瀬	248	21	87	栗崎	525	36	164	児玉町河内	226	18	91
	杉山	57	6	16	藤田地区計	2937	258	995	西五十子	532	37	172	児玉町稲沢	87	11	38
	新井	189	13	55	仁手	605	49	160	東五十子	379	35	121	児玉町元田	182	17	60
	新井(三友)	136	5	55	下仁手	161	16	35	東富田	248	19	51	児玉町蛭川	999	79	261
	旭地区計	2347	185	651	久々宇	360	37	114	西富田	1957	137	437	児玉町下真下	243	21	58
今井地区	田中	363	34	146	上仁手	169	7	52	四方田	391	46	144	児玉町共栄	349	27	58
	仁手地区計	1658	143	507					北泉地区計	4875	380	1328	児玉町上真下	577	56	142
									今井(東)	649	44	152	児玉町吉田林	1455	122	343
									今井(西)	848	64	229	児玉町入浅見	556	45	123
									共栄	102	11	27	児玉町下浅見	604	49	148
								いまい台	—	—	—	児玉町高関	109	14	32	
								今井地区計	1599	119	408	児玉地区計	19723	1604	4993	
合計	17,518	1,309	4,583	合計	18,262	1,278	4,628	合計	22,964	1,563	5,596	合計	20,720	1,660	5,161	

	人口	60～64歳人口	65歳以上人口
本庄地区	58,744	4,150	14,807
児玉地区	20,720	1,660	5,161
合計	79,464	5,810	19,968

資料 6-1

地域密着型サービス事業所

○新規指定

番号	新規指定年月日	保険者名	事業所名	施設所在地	サービス区分	備考
1	H27.3.25	本庄市	特別養護老人ホーム 四季咲きの杜	北堀779-3	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
2	H27.3.30	本庄市	多機能ホーム ノエルこだま	児玉町上真下350-1	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	

○指定更新

番号	更新期限	指定年月日	保険者名	事業所名	施設所在地	サービス区分	備考
1	H27.1.31	H27.2.1	本庄市	グループホーム シャクなげ荘	前原2丁目2-3	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
2	H27.3.28	H27.3.29	本庄市	トマト村	西五十子370-1	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
3	H27.3.31	H24.11.1	本庄市	デイサービスセンター ジャム	西五十子466-15	介護予防認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護の 指定年月日と統一
4	H27.4.9	H27.4.10	本庄市	特別養護老人ホーム 千鳥の丘	児玉町宮内1250-1	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

○管外被保険者受け入れ

番号	協議年月日	同意年月日	保険者名	施設名	施設所在地	サービス区分	備考
1	H27.4.17	H27.4.17	上里町	多機能ホーム ノエルこだま	児玉町上真下350-1	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	
2	H27.4.28	H27.4.28	大里広域 市町村圏組合	多機能ホーム ノエルこだま	児玉町上真下350-1	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	住所地特例対象者
3	H27.5.1	H27.5.1	美里町	多機能ホーム ノエルこだま	児玉町上真下350-1	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	

地域密着型サービスの利用状況

「地域密着型サービス」は、高齢者が住み慣れた地域を離れずに暮らし続けられるよう創設されました。本庄市内の地域密着型サービス事業所は原則本庄市民だけが利用できます。（本庄市民は原則として他市町村の地域密着型サービス事業所を利用できません。）

○小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で「通い」を中心に「訪問」「短期滞在」を組み合わせて、食事・入浴などの介護を受けます。

事業所名	住所	利用者数(人) H27年3月実績
しゃくなげ荘(小規模多機能型)	前原2-2-33	13
多機能ホームノエルこだま(小規模多機能型)	児玉町上真下350-1	7

※H27年5月現在

○認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けます。

事業所名	住所	利用者数(人) H27年3月実績
デイサービスセンター ジャム	西五十子446-15	15
デイサービスセンター やまぶき	朝日町1-14-3	4
グループホーム 五感の里本庄早稲田	北堀1931-1	0

○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

介護を必要とする認知症の高齢者がグループホームで共同生活を行い、家族的な環境で日常生活上の介護や機能訓練を受けます。

グループホーム入居者状況について(本庄市内) H27年3月1日現在				入居者の内訳 H27年3月実績	
事業所名	住所	定員 (人)	入居者数 (人)	本庄市民 (人)	本庄市外 (人)
グループホーム やまぶき	朝日町1-14-3	9	9	9	0
トマト村	北堀1939	18	18	18	0
しゃくなげ荘	前原2-2-3	18	17	14	3
グループホーム ノエル本庄	小島1-1-34	9	9	7	2
グループホーム ゆうあい本庄	見福3-8-9	18	17	16	1
グループホーム 元気村	田中105-1	9	9	8	1
グループホーム 五感の里本庄早稲田	北堀1931-1	18	18	14	4
グループホーム まごころ	西富田653-1	18	18	16	2
グループホーム 四季の丘	児玉町飯倉170-3	18	18	18	0
グループホーム 紙ふうせん	今井1325-1	18	17	16	1
合計		153	150	136	14

グループホーム入居状況について(本庄市外) H27年3月実績	事業所数	入居者数(人)
	9	14

○地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護を受けます。

事業所名	住所	定員(人)	入所者数(人) H27年3月1日現在
特別養護老人ホーム 千鳥の丘	児玉町宮内1250-1	29	29
特別養護老人ホーム 四季咲きの杜	北堀779-3	29	29

※H27年5月現在

○地域密着型特定施設入居者生活介護

定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けます。

事業所名	住所	定員(人)	入居者数(人) H27年3月1日現在
ケアハウス グリーンピース	栗崎105-1	29	26